

4月から生活困窮者の支援制度が始まります

「働きたくても働けない」「生活に困っている」「住むところがない」など、生活全般にわたる困り事の相談窓口が4月から設置されます。

相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。経済的な問題で生活に困っている方、長く失業している方、引きこもりやニートで悩んでいる方、働いた経験が少なく不安な方など、生活の問題を抱えている方はどなたでもご相談ください。



相談から支援までの流れ

- 1 相談窓口にご相談ください。専門の支援員が生活上の問題・悩みを確認し、課題を整理します。
- 2 支援員は相談者の意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、支援プランを作成します。
- 3 プランに沿って関係機関と連携し、各種サービス(住居確保給付金の支給、子どもの学習支援)の提供などの支援を行います。

住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方、または失う恐れのある方に、就職に向けた活動をする事などを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

子どもの学習支援

学習教室の設置をはじめ、日常的な生活習慣を身に付けるための支援、進学に関する支援など、子どもの健全育成に必要な支援を行います。

- 4 相談者の状況や支援の提供状況を支援員が定期的に確認し、必要に応じて支援プランを再検討します。
- 5 相談者の困り事が解決されると支援は終了しますが、安定した生活を維持できているか、一定期間、支援員によるフォローアップがなされます。

▶相談日時 月曜日から金曜日までの午前8時30分～正午、午後1時～5時15分(祝日、年末年始を除く)

▶相談窓口 自立相談支援センター(行田市社会福祉協議会内) ☎557-5400または福祉課

▶相談できる方 市内在住で、生活に困窮している方(生活保護受給者を除く)

▶費用 無料

▶問い合わせ 同課生活保護担当(内線264)

▼**手当額**
 【(1)の児童】1人月額6千円
 【(2)および(3)の児童】1人月額3千円
 ▼**所得制限** 保護者の平成27年度(4月から7月までの手当て)については前年度(の市町村民税所得割)が課税されていないこと
 ※現在この手当を受給している方も、新1年生になる子どもがいる場合など、対象に変更がある場合は、新たに申請が必要です。

▼**問い合わせ** 子育て支援課子育て支援担当(内線262)

▼**「ご存じですか」 行田市ひとり親家庭等児童養育手当**
 行田市ひとり親家庭等児童養育手当は、父もしくは母、または父母の双方がいない義務教育就学中の子どもを養育している方に支給されます。手当を受けるには申請が必要です。なお、申請した月から手当の支給対象になります。
 ▼**対象** 市内に居住し、本市に住民登録または外国人登録をしている方で、次のいずれかの条件に該当する子どもと同居し、監護している保護者(養育者含む) ※生活保護を受給している世帯の子どもを除く
 (1)父もしくは母、または父母の双方が死亡した子ども
 (2)父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した子ども
 (3)母が婚姻によらずに出産した子ども

人間ドック・脳ドックの検査料を助成します

▶対象

行田市国民健康保険(次の全てに該当する方)

- ・行田市国民健康保険の被保険者で、資格を取得してから1年以上経過した方
- ・申請日現在、満35歳以上の方
- ・国民健康保険税の滞納がない世帯の方

埼玉県後期高齢者医療保険(次の全てに該当する方)

- ・埼玉県後期高齢者医療制度の被保険者で、市内に住所を有する方
- ・後期高齢者医療保険料の滞納がない方

▶**検査項目** 人間ドック、脳ドック※併診も可

▶助成金額

種類	検査料	助成金	自己負担額
人間ドック	39,960円	27,250円	12,710円
脳ドック	医療機関が定める額	20,000円	検査料から20,000円を控除した額
併診ドック	医療機関が定める額	40,000円	検査料から40,000円を控除した額

※検査内容によって、別途追加料金が発生する場合がありますので、医療機関に確認してください。
 ※人間ドックと脳ドックを同じ医療機関で同時に受診する場合は、必ず「併診ドック扱い」となります。

▶申込方法

- 1 受診する指定医療機関に直接予約してください。
- 2 保険年金課で配布している申請書に必要事項を記入し提出の上、承認決定通知書を受け取ってください。なお、助成を受けるためには**事前申請が必要**です。印鑑と保険証を持参の上、必ず受診前に申請を行ってください(ドック受診後は申請できません)。
- 3 予約した日に保険証と承認決定通知書を持参の上、医療機関で検査を受けてください。なお、自己負担額については、検査日当日に医療機関へお支払いください。

▶受診できる医療機関

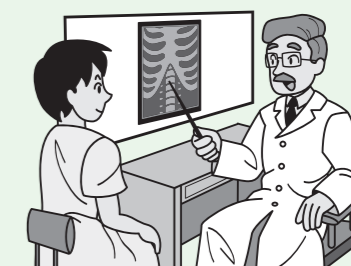
(人間ドック)

医療機関名	所在地	電話番号
加藤内科医院	旭町3-2	556-3253
川島胃腸科	佐間1-18-39	553-0001
行田協立診療所	本丸18-3	556-4581
行田中央総合病院健康センター	富士見町2-17-17	553-2426
栗原医院	本丸11-35	556-2272
壮幸会行田総合病院	持田376	552-1111
ハピネス診療所	長野7296-1	559-0082
松原医院	長野1-31-10	553-6700
やまかわ内科クリニック	吉里山町18-6 マルオカビル2階	564-1488

(脳ドック)

医療機関名	所在地	電話番号
石井クリニック	下忍1089-1	555-3519
行田中央総合病院健康センター	富士見町2-17-17	553-2426
壮幸会行田総合病院	持田376	552-1111

※休診日などについては、各医療機関にお問い合わせください。



▶**問い合わせ** 同課国保担当(内線271)または医療担当(内線226)

補助金等調査委員会の委員を募集します

行財政改革の取り組みとして、市から各団体などに交付している補助金などの見直しを検討するに当たって、ご意見をいただくための補助金等調査委員会の委員を次のとおり募集します。
 ▼**応募資格** 市内在住・在勤・在学中、平日昼間の会議に出席できる方。なお、次に該当する方は応募できません。
 (1)応募日現在、既に本市の審議会などの委員の方
 (2)市職員および市議会議員
 ▼**募集人数** 2人
 ▼**任期** 答申が終了するまで
 ▼**応募方法** 住所、氏名、年齢、職業、電話番号、応募理由および市補助金などの見直しに対する考え(400字程度)を記入した書類(様式自由)を5月8日(金)までに、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-1-5 行田市財政課【FAX】553-11355【Eメール】zaisei@city.gyoda.lg.jp
 ▼**選考方法** 書類審査により選考し、結果は応募者全員に通知します。
 ▼**問い合わせ** 同課財政担当(内線325・326)